独立行政法人国立高等専門学校機構 鶴岡工業高等専門学校
創造工学科教員（基盤教育グループ（英語））公募

１ 公募人員　助教　１名（常勤）
２ 所　　属　創造工学科
３ 専門分野　英語
４ 担当科目　本科，専攻科ともに，英語科目
５ 応募資格　次のいずれにも該当する方
　１）修士以上の学位を有する方（採用時までに取得見込である方を含む），またはそれと同等以上の教育・研究業績を有する方
　２）専門分野の研究業績を有する方
　３）高等専門学校の教育・研究・学生指導（クラス担任，課外活動（クラブ）顧問，寮生指導や宿直等の学寮業務）・地域連携・国際交流に理解と熱意をもって取り組む方
　４）本校の教育理念を理解し，本校教員及び非常勤講師と協力して，学校運営にも協調して参画できる方
　５）外国籍の方の場合，日本語で講義ができ，学生や保護者と日本語でコミュニケーションが取れる方
　※なお，教育機関での教育経験（高等学校，高等専門学校，大学等での常勤教員または非常勤講師等）を有していることが望ましい。
６ 着任時期　採用決定後できるだけ早い時期から
７ 任　　期　任期の定めが無い常勤教員として採用する。
８ 提出書類　１）履歴書（ＪＩＳ規格の履歴書用紙で作成してください。写真貼付，自身の連絡先には電話番号及びメールアドレスを記入のこと）
　２）研究業績一覧（著書，学術論文，学会発表，講演，今までに獲得した外部資金の状況等に分類のこと）
　３）主要論文３点の別刷りもしくはコピー
　４）これまでの研究の概要と着任後の研究計画（1,000字程度）
　５）着任後の教育および学生指導に対する抱負（1,000字程度）
　６）推薦書（自薦不可，別封で提出，Ａ４判，様式自由，推薦者の自筆署名されたもの）
　７）誓約書
　※　２）～６）は様式任意、７）は指定様式
９ 応募締切日　令和９年１月６日（水）（必着）
10 選考方法　１）第一次選考 書類選考 （応募締切後２週間以内を目途に合否について電子メールまたは郵送で連絡いたします）
　２）第二次選考 面接及び模擬授業（第一次選考合格者を対象に行う予定です。面接の際の旅費等は，本人の負担となります）
11 応募書類提出先　〒９９７－８５１１　山形県鶴岡市井岡字沢田１０４
　鶴岡工業高等専門学校　総務課人事係長　宛
　電話 0235-25-9015　E-mail jinji@tsuruoka-nct.ac.jp
　【書類の提出方法】
　提出書類一式を「創造工学科　基盤教育グループ教員（英語）応募書類在中」と朱書きし，簡易書留で郵送願います。
　なお、６）推薦書については、推薦者自身がPDFファイル（ファイルサイズ3MB以下）として、メールにより上記提出先へ添付送信することも可とします。その際、メールの件名は「創造工学科　基盤教育グループ教員（英語）応募用推薦書」としてください。推薦書受信後、4日以内に推薦者宛に受信した旨のメールを送信します。このメールを受信できない場合には、お問い合わせ願います。
12 問い合わせ先　創造工学科　教授　佐藤司
　TEL 0235-25-9114, E-mail tsato@tsuruoka-nct.ac.jp
13 本校情報　本校の教育内容等については，ホームページ（URL https://www.tsuruoka-nct.ac.jp/）をご参照願います。

14 そ　の　他　　１）本校は男女共同参画を推進しており，業績（教育業績，研究業績，社会的貢献，人物を含む）の評価において同等と認められる場合には，女性を優先的に採用します。

２）本校は中学校卒業生を対象とした５年制の高等教育機関で，更に２年制の専攻科課程が設置されています。そのため，高校教員と大学教員を兼務した内容の仕事が求められており，教育，研究に加えて，クラス担任，クラブ活動指導，学寮宿直等の業務もあります。

３）・業務従事に当たっては、令和８年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

４）応募書類は原則として返却いたしません。応募書類に記載の個人情報は，本教員を選考するためにのみ利用するものであり，第三者に提供又は公表することはありません。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。